

令和4年度

奨学資金・修学資金を 貸し付けします

令和4年度の奨学資金・修学資金貸付を受け付けています。希望される方は、それぞれのお問い合わせ先へご連絡ください。

※各資金を重複して受けることはできません。

学生向け奨学資金

■対象者

今年の4月から高等学校、高等専門学校、専修学校、大学に進学する方または在学している方

※今年度貸し付けを受けている方も、1年ごとの申請が必要です。

■貸付決定

学業成績や町税納付状況などにより選定

■貸付金額

▽高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）
月額 2万円以内

▽専修学校（専門課程）、

大学
月額 3万円以内

■貸付期間

令和4年4月～
令和5年3月

■申請期限

3月18日（金）

※申請用紙は教育委員会、松前中学校及び松前高等学校にあります。

■償還方法

学校を卒業（または退学）した翌年から年2回、10年以内に償還

※高等学校、高等専門学校または専修学校（高等課程）在学時に貸し付けを受けた奨学金は、松前町内に居住することにより償還が免除となる場合があります。

申込・問

教育委員会

学校教育課 学校教育係

☎42-13060



看護師向け修学資金

■対象者

町立松前病院への勤務を希望される方で、看護師の学校及び養成所に在学している方、またはこれから入学する方

■貸付金額

月額 16万円以内

■貸付期間

学校及び養成所に在学する期間

■返還免除

免許取得後、直ちに町立松前病院で看護業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

申込・問

町立松前病院

☎42-12515



医療従事者向け修学資金

■対象者

町の職員または町内の医療機関への勤務を希望される方で、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師などを養成する学校などから入学する方、またはこれから入学する方

■貸付金額

月額 8万円～18万円

■貸付期間

学校及び養成所に在学する期間

■返還免除

免許取得後、速やかに町内で医療業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

申込・問

保健福祉課 健康推進係

☎42-12650